

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成21年6月30日
【会社名】	ビジネス・ワンホールディングス株式会社
【英訳名】	Business One Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾崎 朝樹
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区薬院三丁目16番27号
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である尾崎朝樹は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠して、内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、環境変化等の影響により、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長尾崎朝樹は、平成21年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

全社的な内部統制については、全ての事業拠点について評価の対象とし、その内部統制全体を分析したうえで、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスにかかる内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価結果を踏まえ、前連結会計年度の連結売上高（連結会社間取引消去前）を指標に、その概ね2/3に達している事業拠点を重要な事業拠点として評価範囲といたしました。その中で、金額的影響の大きい「売上高」、「製造原価」、「受取手形」、及び「売掛金」に係る業務プロセスを評価の対象といたしました。評価の対象とした業務プロセスについては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連規程・文書の閲覧、担当者への質問、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、下記に記載した財務報告にかかる内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。従って、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

不備事項は以下のとおりであります。

決算・財務報告プロセスにおける内部統制の整備及び運用に関するもの

- ・当期の決算作業についての決算手順書等が整備・運用されていない。
- ・連結決算のために必要となる情報の収集に不足が見受けられる。
- ・開示資料の作成に際し、責任者による査閲等が実施されていない。

上記不備事項は、連結グループ全体において、間接部門を中心に人員を削減しており、経理及び財務の知識・経験を有した者を複数従事させることが困難であったためであります。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、これらの人員の制約はあるものの、今後1年間で環境を整備し運用していく方針であります。具体的には、事業年度の末日後、社内において組織体制を見直すと共に、経理及び財務の知識・経験を有するものを適所に配置し、必要に応じて内部統制専門のコンサルティング会社等の適切なアドバイザーを確保し、十分な内部統制の整備及び運用評価を進めていく予定であります。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。